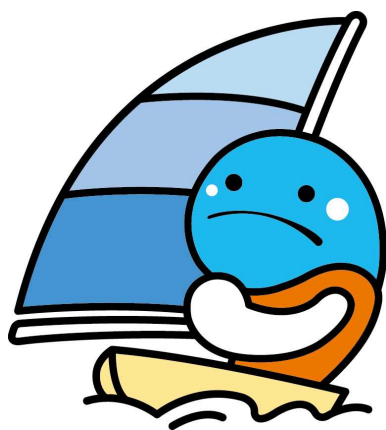


令和3年度 ものづくり関連施策

ものづくり企業の事業活動に活かせる
補助制度等のご案内



各制度の詳細は
問い合わせ先まで

高知県商工労働部

新たに事業所を設置・整備したい

- ・シェアオフィス利用推進事業費補助金【県】……………1
- ・地域雇用開発助成金【国】……………2

専門家のアドバイスを受けたい

- ・専門家派遣事業【地域プラットフォーム校構成機関】……………3
- ・専門家派遣事業【センター】……………4

新たな事業(商品開発等)に取り組みたい

- ・事業化プラン(製品企画書)作成支援【センター】……………5
- ・事業戦略策定・実行支援【センター】……………6
- ・事業戦略等推進事業【センター】……………7
- ・防災関連産業交流会【県】……………8
- ・産業振興推進総合支援事業費補助金【県】……………9
- ・食品産業総合支援事業費補助金【県】……………10
- ・高知県IoT推進事業費補助金(地産地消・外商型)【県】……………11
- ・高知県IoT推進事業費補助金(オープンイノベーション推進型)
【県】……………12
- ・中小企業等事業再構築促進事業【国】……………13

販路開拓をしたい

- ・見本市への出展支援【センター】……………14
- ・公的調達制度による信用力の付与【県】……………15
- ・事業戦略等推進事業【センター】(再掲)……………7
- ・防災関連産業交流会【県】(再掲)……………8

ITツールの導入をしたい

- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)【国】……………16
- ・デジタル技術の活用支援【センター】……………17

研究開発の成果の実用化に取り組みたい

- ・戦略的基盤技術高度化支援事業【国】……………18
- ・商業・サービス競争力強化連携支援事業【国】……………19
- ・産学官連携産業創出支援事業費補助金【県】……………20

試作品開発・研究開発・技術の実用化に取り組みたい

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金【国・中央会】・・・21

設備投資をしたい

- ・高知県中小企業設備資金利子補給制度【県】・・・22
- ・企業立地促進事業費補助金【県】・・・23
- ・IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金【県】・・・24
- ・産業振興計画推進融資【県】・・・25

減災・防災への備えをしたい

- ・中小企業耐震診断等支援事業費補助金【県】・・・26

円滑な事業承継に取り組みたい

- ・事業承継等推進事業費補助金【県】・・・27
- ・事業承継・引継ぎ補助金【国】・・・28
- ・金融支援【県】・・・29
- ・遺留分に関する民法の特例【国】・・・30

後継者育成に取り組みたい

- ・伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費【県】・・・31

人材育成等に力を入れたい

- ・キャリアアップ助成金【国】・・・32
- ・伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費【県】(再掲)・・・31
- ・中小企業求人情報発信支援事業費補助金【県】・・・33

有利な税制措置を受けたい

- ・中小企業経営強化税制【国】・・・34
- ・中小企業投資促進税制【国】・・・35
- ・中小企業の投資を後押しする固定資産税の特例【国】・・・36
- ・地域未来投資促進法に基づく支援措置【国・県・市町村】・・・37
- ・非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度【国・県】・・・38
- ・個人事業主の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度【国・県】・・・39

補助制度比較表

- ・商品開発分野・・・40
- ・販路開拓分野・・・41
- ・設備投資分野・・・42

新型コロナウイルス感染症に関する経済影響への主な支援策一覧・43

連絡先一覧・・・44

シェアオフィス拠点施設へ「人や企業」を呼び込むことに加え、県内に広く「人や企業の流れ」を普及させるため、シェアオフィス等を活用する企業等に対し、経費を助成する。

	中山間定着型	2段階立地型	短期滞在型
対象者	シェアオフィス運営者から入居を許可された民間事業者	2年以内に高知県での本格立地を検討している民間事業者	県外からのテレワークやワーケーション、プロジェクト等の実施のため、シェアオフィス等を活用し、高知に滞在する民間事業者
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス賃借料 ・通信回線使用料 ・事務機器等リース料 ・人材確保・能力開発費 ・事業所開設経費 ・雇用奨励金 <p>補助率：1/2以内 (ただし、償却資産取得費は、1/5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス賃借料 ・通信回線使用料 ・事務機器等リース料 ・人材確保・能力開発費 ・雇用奨励金 <p>補助率：1/2以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シェアオフィス賃借料 ・宿泊費 ・交通費 <p>補助率：1/2以内</p>
補助限度額等	1,500万円/年 最大3年間	500万円/年 最大2年間	20万円/月 100万円/年
申請受付期間	随時募集		
お問い合わせ先	高知県庁商工労働部産業デジタル化推進課 (担当：山川、島崎) TEL: 088-823-9643 FAX: 088-823-9261 URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/152001/		

雇用機会が特に不足している地域において、雇用機会を創出し、雇用を維持する事業主に対して助成します。

制度概要
雇用機会が特に不足している地域で、①事業所の設置・整備を行い②ハローワークなどの紹介により対象労働者を雇い入れた事業主に、①に要した費用と②の雇入れ人数に応じた助成金を、1年毎に最大3回支給します。

支給額 (1回の支給額)	事業所の 設置・ 整備費用	対象労働者の増加数(()内は創業の場合のみ適用)			
		3(2)~4人	5~9人	10~19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	48/60万円 (50万円)	76/96万円 (80万円)	143/180万円 (150万円)	285/360万円 (300万円)	
1,000万円以上 3,000万円未満	57/72万円 (60万円)	95/120万円 (100万円)	190/240万円 (200万円)	380/480万円 (400万円)	
3,000万円以上 5,000万円未満	86/108万円 (90万円)	143/180万円 (150万円)	285/360万円 (300万円)	570/720万円 (600万円)	
5,000万円以上	114/144万円 (120万円)	190/240万円 (200万円)	380/480万円 (400万円)	760/960万円 (800万円)	

◇別に定める生産性要件に該当の場合は表の右側の額、非該当の場合は左側の額を支給
※創業の場合の1回目は上記()内の額を適用
◇中小企業事業主の場合は、1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せ
◇創業と認められる場合は、1回目の支給において上記()内の額の倍額を支給

主な支給要件

- ・事業所の設置・整備を行う前に、管轄の公共職業安定所長に計画書を提出すること(計画期間は最長18カ月です。)
- ・雇用保険の適用事業所を設置・整備すること
- ・ハローワーク等の紹介により地域に居住する求職者を3人(創業の場合2人)以上雇い入れること
- ・事業所の雇用保険一般被保険者数が増加していること
- ・労働者の職場定着を図っていること
- ・解雇など事業主の都合で労働者を離職させていないこと
- ・労働関係法令をはじめとする法令を遵守していること
- ・地域の雇用構造の改善に資すると認められること

対象地域
高知市(旧春野町を除く)、南国市、本山町、大豊町、土佐町、大川村以外の県内市町村

お問い合わせ先
最寄りのハローワーク又は
高知労働局職業安定部職業対策課(高知市南金田1-39)
TEL:088-885-6052

中小企業・小規模事業者の高度・専門的な経営課題に対応するために専門家を派遣する。

対象者	中小企業者
費用	無料
回数の制限	年間3回まで(予定)
専門家	国が運営する中小企業支援サイト「中小企業119」に登録されている経営分析、IT活用、マーケティング、人材育成、工程管理等の専門家 ※「中小企業119」(HP未定)
利用方法	以下の地域プラットフォーム構成機関へ要請する
受付期間	令和3年4月～令和4年2月(予定)(予算の範囲内での対応)
お問い合わせ先	高知県地域プラットフォーム「よさこい」 高知県産業振興センター 経営支援部 経営支援課 TEL:088-845-6600 FAX:088-846-2556 URL:https://joho-kochi.or.jp

高知県地域PF構成機関	金融機関(四国銀行・高知銀行・幡多信用金庫)
	公益財団法人高知県産業振興センター
	高知県商工会連合会
	商工会議所(高知・安芸・須崎・中村・土佐清水・宿毛)
	高知県中小企業団体中央会
	NPO法人こうち企業支援センター

県内ものづくり事業者のあらゆる経営課題に対応するために専門家を派遣する。

対象者	県内中小企業者等
費用	無料
回数の制限	年間3回まで
専門家	利用者が派遣を希望する専門家 ※産業振興センターが必要性を認めた者に限る
利用方法	産業振興センターへ要請する
受付期間	随時
お問い合わせ先	高知県産業振興センター ものづくり地産地消・外商センター地産地消・外商推進部 外商課 TEL:088-845-7110 FAX:088-846-2556 URL: https://joho-kochi.or.jp

全国に通用する「made in 高知」の製品づくりを目指す事業者の、製品開発の企画から製造・販路開拓までの計画づくりを支援する。

対象者	高知県内の中小企業者(主にものづくり企業を対象)
費用	無料
内容	<p>以下の項目を整理することで、県外・海外で売れる商品づくりを企画書としてまとめ、確実な事業化に向けて支援する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 開発の背景/目的 これまでの取り組みや開発に至った経緯、開発を行うことで誰のどのようなニーズに応えることができるか。自社にどのようなメリットがあるか2. 市場概要 ターゲットとする市場は拡大しているか、開発する製品は競合他社の製品と比較して優位に立てるか。市場規模、競合状況(比較表など)3. 商品戦略 商品コンセプト(キャッチフレーズ/三大セールスポイント)、ターゲット顧客、販売価格(卸価格)/目標原価率/販売台数、販売時期、SWOT分析、商品ロードマップ4. 販売戦略 国内(営業体制、販売チャネル(Net販売、卸販売))、海外(対象国など)、広告(展示会、HP、雑誌掲載など)5. 売上計画(簡易版:開発費/減価償却除く) 価格設定は適正か6. 開発仕様 開発要求項目、比較対象(自社or他社)も明示7. 開発日程 設計・試作・販売の日程、課題等8. 開発体制 役割分担(外注や、協力会社等が有る場合、その関係性など)9. 資金計画 資金計画(開発/試作費含む)、設備投資額内訳10. 知財創成・調査 特許出願はどうするか、関連する特許は存在するか 特許申請、関連特許出願状況調査、適合企画11. 事業損益(減価償却/開発費/経常利益含み) どの程度の採算性が見込めるか
受付期間	随時募集
お問い合わせ先	高知県産業振興センター ものづくり地産地消・外商センター 地産地消・外商推進部 事業戦略・地産地消課 TEL:088-845-7110 FAX:088-846-2556 URL: https://joho-kochi.or.jp/mono 5

企業の経営ビジョンの実現に向けた事業戦略策定・実行の取り組みを支援する。

対象者	高知県内の中小企業者(主にものづくり企業を対象)
費用	無料
事業戦略策定(イメージ)	<p>企業の経営ビジョンを実現するために、事業戦略の策定とともに、経営・財務、企画・マーケティング、製造などの具体的な課題解決を事業戦略チームによりサポートする。また、課題に応じたセミナーも併せて開催する。</p> <p style="text-align: center;">事業戦略策定手順等のイメージ</p> <p><u>Step1 まずは現在の姿を「見える化」する</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 みずからの会社を振り返ってみる(事業概況) 2 市場環境や業界の競争環境を整理する(マクロ・業界(外部環境)分析) 3 競合の製品・サービスと比較した上で、業界内でのポジションを把握する(ミクロ・自社(内部環境等)分析) <p><u>Step2 ありたい姿(5年後の理想形)をえがく</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 4 自社の“5年後”の目標を考える 新規事業の立上げ(製品開発)や事業規模の拡大(市場開拓)、収益性の改善方法などの到達目標を設定する <p><u>Step3 実現するための課題を整理する</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 5 着地点(5年後)に向けた取組課題を抽出する 6 指標となる数値目標(KPI)を考える 7 1年目の取組課題を抽出する 8 今後の売上、利益等の目標を現状を踏まえて設定する(中長期業績目論見) <p><u>Step4 戦略を実行に移す</u></p> <p>「事業戦略」に基づく実施・検証のPDCAのサイクルを回す さらには来年以降の「事業戦略」の策定に活かしていく</p> <p>※事業戦略の策定に向けては、Step1からStep3の項目整理やStep4の実行に際して、財務、営業、人材確保など、企業の希望に応じて分野別の専門家もディスカッションに参加するなど、企業の経営基盤の強化や事業拡大等を目指す取組を一貫してサポートします。</p>
受付期間	随時募集
お問い合わせ先	<p>高知県産業振興センター TEL:088-845-7110 FAX:088-846-2556 URL:https://joho-kochi.or.jp</p>

県内の中小企業者等の振興を図るため、新技術・新製品の開発及び販路開拓等による事業戦略、経営革新計画及び経営計画等の実現に向けた取り組みを支援する。

対象者	中小企業者、農協、NPO等
対象経費	新事業動向等調査、新商品・新技術・新役務の開発、販路開拓、人材育成・人材確保、生産性向上に係る経費
補助率	対象経費×1/2以内
補助限度額	200万円 ※製品企画書に基づく商品開発を行う場合は最大1,200万円 (商品等開発事業1,000万円、その他事業を合わせて200万円) ※新型コロナウイルス感染症対策として上記限度額と別に200万円上限の特別枠を実施
補助の要件	下記①～④のいずれかに該当すること ①高知県の承認を受けた経営革新計画を策定 ②事業戦略支援会議の承認を受けた事業戦略を策定 ③県内の商工会議所又は商工会が認定した経営計画を策定 ④「これらに準ずる事業計画」(現状分析や5年程度先の数値目標と行動計画を記載したもの)を策定
申請可能期間	経営革新計画、事業戦略、経営計画等で定めた期間内
事業期間	1年以内
申請受付期間	1次募集:令和3年3月31日(2次募集以降は随時HPでお知らせします)
採択事業の決定	外部有識者等による審査会にて採択事業を決定する
その他	事業戦略支援会議の承認を受けた事業戦略(3年目以内)に位置付けられていれば、審査上の評価点を加点します
お問い合わせ先	高知県産業振興センター 経営支援部 経営支援課 TEL:088-845-6600 FAX:088-846-2556 URL:https://joho-kochi.or.jp 【経営革新計画の承認に関するお問い合わせ先】 高知県商工労働部工業振興課(TEL:088-823-9724) 【事業戦略の策定に関するお問い合わせ先】 ものづくり地産地消・外商センター 地産地消・外商推進部 事業戦略・地産地消課 TEL:088-845-7110 FAX:088-846-2556 【経営計画の認定に関するお問い合わせ先】 高知県商工労働部経営支援課(TEL:088-823-9698) 7

県内で防災関連製品を開発・製造する企業を対象に製品の開発から販路開拓まで一貫して支援する。

対象者	防災関連製品を製造・開発している企業、 これから防災に関する取組を実施しようとしている企業、 自主防災組織 等
費用	無料
防災製品開発 ワーキンググ ループ・セミ ナー・個別相談 会	・防災現場のニーズに即した製品の開発につながる情報 提供等を行うためのワーキンググループ活動、防災関連 製品の開発や販路開拓についてのセミナー、防災関連製 品を取り扱う大手商社担当者との個別相談会等への参加 機会を提供
高知家の防災製 品サポートデスク	・防災製品をお探しの企業や自治体、自主防災組織等へ のメイド・イン高知の防災製品の情報提供や、県内企業か ら製品開発や販路開拓に関する相談に対応
認定制度・ 公的調達制度	・品質や安全性の観点で審査を行う「高知県防災関連製 品認定制度」の認定を受けた製品や技術は、カタログや ホームページへの掲載を通じて、県内外に情報発信する ・公的調達制度(P15)が活用可能
県外や海外見本 市でのPR	・大都市圏や海外で開催される見本市(P14)への出展機 会を提供
利用方法	お問い合わせ先までご連絡ください
受付期間	随時募集
お問い合わせ先	高知県庁商工労働部工業振興課(担当:杉本・荻・竹内) TEL:088-823-9724 FAX:088-823-9261 URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150501/

活
用
事
例

・機械製造業

「防災関連製品認定制度」、「新事業分野開拓者認定制度」を活用することで、
県内自治体への販売実績を積み上げるとともに、県外自治体へ自社製品を納入

・食品製造業

県外見本市への出展により、大手量販店と防災食品の商談が成立

高知県産業振興計画を効果的に実施するため、商品の企画・開発、加工、販路拡大等、生産段階から販売段階までの取組を総合的に支援する。

	ステップアップ事業		一般事業
	トライアル分 (地域アクションプランへの 位置づけを目指す取組)	通常分 (地域アクションプランへ 位置づけられた取組、又 は、これに準ずる取組)	
対象者	中小企業者、中小企業のグループ等 (ステップアップ事業・トライアル分は、創業3年以内の中小企業者等に限る。)		
対象事業	地域アクションプラン等、産業振興計画に位置付けられた取組 (ステップアップ事業は、これに準ずると認められる取組を含む)		
対象経費	市場調査、新商品等の開発、販路開拓等に 係る経費(謝金、旅費、委託費、調査研究費、広 告宣伝費等)		・市場調査、新商品等の開発、販路 開拓等に係る経費(同左) ・建物及び付属設備、構築物、 機械装置、車両運搬具、工具器具 備品等の取得費
補助率	対象経費×2/3以内	対象経費×1/2以内	対象経費×1/2以内
補助限度額	50万円	200万円	5,000万円 (別途要件を満たす場合は、 5,000万円の加算措置あり)
補助の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村との連携が取れていること(事業実施についての市町村の理解) ・地域の産業振興へ貢献する取組であること ※一般事業への補助は、以下の要件も満たすこと ・投資にふさわしい効果への期待(直接雇用や受益者効果の発生、投資効果1.0以上等) ・他の事業者と連携して行う事業であること ・主要原材料の県内調達割合が80%以上であること(例外規定あり) 等 		
事業期間	単年度		
申請受付期間	随時募集(一般事業については、月1回程度審査会を開催予定)		
採択事業の決定	一般事業については、外部有識者による審査会にて採択を決定する		
お問い合わせ先	高知県庁産業振興推進部計画推進課(担当:久保・長瀧) TEL:088-823-9333 FAX:088-823-9255 URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120801/		

県内の食品加工事業者が事業活動における事業化プラン及び事業戦略づくりに基づく商品開発・改良、衛生管理向上及び生産性向上等において必要となる費用の一部を助成することにより、事業拡大に対する挑戦を後押しし、さらなる県経済の飛躍を図る。

対象者	県内に所在する中小企業者(食品加工事業者)
対象経費	①商品開発及び商品PRに必要な経費(ソフト事業、ハード事業) ②商品改良に必要な経費(ソフト事業) ③衛生管理向上に必要な経費(ソフト事業、ハード事業) ④生産性向上に必要な経費(ソフト事業、ハード事業)
補助率	ソフト事業対象経費 × 1/2以内 ハード事業対象経費 × 1/3以内 (③衛生管理向上に必要なハード事業対象経費は1/2以内)
補助限度額	300万円(下限10万円) ※商品改良のみは、上限150万円 ※衛生管理向上・ソフト事業のみは、上限100万円 ※事業戦略策定済み事業者は、上限600万円
補助の要件	①商品開発・改良は、外商の成果が見込まれこと ②申請時に令和3年4月から施行する新たな県版HACCP第2ステージ以上を取得済み又は取得見込みであること ※詳細については、下記問い合わせ先までご連絡ください。
事業期間	単年度
申請受付期間	随時受付
採択事業の決定	審査会にて採択事業を決定する
お問い合わせ先	高知県庁産業振興推進部地産地消・外商課 TEL:088-823-9704 FAX:088-823-9262 URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120901/

活用事例

- ・商品の原材料にこだわるとともに、新たなパッケージデザインを制作し、展示会に出展・PRすることで、県外への販路拡大を目指す。
- ・汚染区域と非汚染区域を分けるため、新たに簡易な壁を作り、衛生管理を向上させるとともに、HACCP手法の重要管理点(CCP)の設定のため、金属検出機を導入する。
- ・卸会社や小売店などへの取引拡大に向け、食品製造ラインに、より処理能力が高い製造機器を導入し、生産性の向上を図る。

県内各分野の課題解決に資する、IoT等のデジタル技術による製品開発に向けた市場調査、試作品の開発や技術検証及び製品開発を支援します。

対象者	県内IT事業者等
対象経費 補助率 補助限度額	<p>①市場調査支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場調査に係る直接人件費、旅費、委託費等 ・対象経費(税抜き)×1/2以内 ・50万円(下限額:なし) <p>②試作開発・検証支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試作品の開発及び技術検証に係る直接人件費、 原材料費、旅費、委託費等 ・対象経費(税抜き)×1/2以内 ・50万円(下限額:なし) <p>③製品開発支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品開発に係る直接人件費、原材料費、外注費、 謝金、旅費等 ・対象経費(税抜き)×2/3以内 ・1,000万円(下限額:50万円)
補助の要件	<p>次の全ての要件を満たす必要がある。</p> <p>(1)高知県IoT推進ラボ研究会の会員であること。</p> <p>(2)高知県オープンイノベーションプラットフォームで取り扱う課題に関する事業であること。</p>
事業期間	<p>①市場調査支援 3か月以内</p> <p>②試作開発・検証支援 3か月以内</p> <p>③製品開発支援 2年以内</p>
申請受付期間	随時受付
採択事業の決定	<p>①②書類審査</p> <p>③ 外部有識者等による審査委員会にて採択事業を決定</p>
お問い合わせ先	<p>高知県庁商工労働部産業デジタル化推進課 (担当:豊永、川村) TEL:088-823-9751 FAX:088-823-9261 URL:https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/152001/</p>

県内各分野の課題解決に資する、IoT等による公益的な課題解決と社会実装につながる実証実験又は製品開発を支援します。

対象者	県内IT事業者等を含む3者以上の構成員が連携して事業を実施するコンソーシアム
対象経費	本県の公益的な課題解決と社会実装につながる実証実験又は製品開発に係る直接人件費、原材料費、外注費、謝金、旅費等
補助率	対象経費(税抜き)×2/3以内
補助限度額	2,500万円(下限額:250万円)
補助の要件	次の全ての要件を満たす必要がある。 (1)高知県IoT推進ラボ研究会の会員3者以上が参加するコンソーシアムを組成していること (2)コンソーシアム内の課題解決に向けた事業を行う企業の中に、県内IT事業者等が含まれること。 (3)高知県オープンイノベーションプラットフォームで取り扱う課題に関する事業であること。
事業期間	2年以内
申請受付期間	随時受付
採択事業の決定	外部有識者等による審査委員会にて採択事業を決定
お問い合わせ先	高知県庁商工労働部産業デジタル化推進課 (担当:豊永、川村) TEL:088-823-9751 FAX:088-823-9261 URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/152001/

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、又は事業再編という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する。

<p>対象者</p>	<p>①申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業者等。 ②事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業者等。 ③事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を実施。 ④補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(グローバルV字回復枠は5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(同上5.0%)以上増加の達成。</p>
<p>補助内容</p>	<p>建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費(加工、設計等)、研修費(教育訓練費等)、技術導入費(知的財産権導入に係る経費)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)等 【注】補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外。</p>
<p>補助額 補助率</p>	<p>【中小企業】 通常枠：補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3 卒業枠：補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3 【中堅企業】 通常枠：補助額 100万円～8,000万円 補助率 1/2 (4,000万円超は1/3) グローバルV字回復枠：補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2</p>
<p>申請</p>	<p>令和3年3月26日(金)より、公募要領(第1回)を公表。 申請は、令和3年4月15日(木)より開始予定。(※申請開始日は変更になる場合があります。)申請をお考えの事業者は、公募要領をご確認の上、GビズIDプライムアカウントの取得手続きを行っていただき、認定経営革新等支援機関等と事業計画の策定に着手ください。 ※gBizIDプライムは、発行まで申請後3週間以上かかります。本補助金の申請をお考えの方は余裕をもったID取得の申請をお勧めします。 ※公募は1回ではなく、令和3年度にさらに4回程度実施する予定です。</p>
<p>お問い合わせ先</p>	<p>事業再構築補助金事務局コールセンター 【9:00～18:00(土日祝日を除く)】 <ナビダイヤル>0570-012-088 <IP電話用>03-4216-4080 事務局HP https://jigyousaikouchiku.jp/</p>

新たな販路開拓やマーケットニーズを把握するため、中小企業等に対し展示会への出展機会を提供する。

【令和3年度高知県ブース確保の見本市】

1	第15回オフィス防災EXPO	R3.4.7～9	東京ビッグサイト
2	第31回西日本食品産業創造展	R3.5.19～21	マリンメッセ福岡
3	インテリアライフスタイル2021	R3.5.19～21	東京ビッグサイト
4	FOOMA JAPAN 2021	R3.6.1～4	愛知スカイエキスポ
5	防犯防災総合展 2021	R3.6.10～11	インテックス大阪
6	第23回ジャパン・インターナショナル・シーフードショー東京	R3.7.7～9	東京ビッグサイト
7	第13回インラ検査・維持管理展	R3.7.14～16	インテックス大阪
8	大阪インターナショナル・ギフト・ショー2021	R3.9.16～17	大阪マーチャンダイズ・マート
9	第2回国際雑貨EXPO関西	R3.9.29～10.1	インテックス大阪
10	第24回関西機械要素技術展	R3.10.6～8	インテックス大阪
11	建設技術フェア2021in中部	R3.10.13～14	吹上ホール
12	第11回国際農業資材EXPO	R3.10.13～15	幕張メッセ
13	危機管理産業展2021	R3.10.20～22	東京ビッグサイト
14	国際福祉機器展2021	R3.11.10～12	東京ビッグサイト
15	第6回関西オフィス防災EXPO	R3.11.17～19	インテックス大阪
16	先進建設・防災・減災技術フェアin熊本2021	R3.11.24～25	グランメッセ熊本
17	第7回鉄道技術展2021	R3.11.24～26	幕張メッセ
18	エコプロ2021	R3.12.8～10	東京ビッグサイト
19	テクノ・オーシャン2021	R3.12.9～11	神戸国際展示場
20	東京インターナショナル・ギフト・ショー春2022	R4.2.8～10	東京ビッグサイト
21	国際ホテル・レストランショー(HCJ2022)	R4.2.15～18	東京ビッグサイト
22	第3回京都インターナショナル・ギフト・ショー2022	R4.3.9～10	みやこめッセ
23	第26回機械要素技術展	R4.3.16～18	東京ビッグサイト
24	第19回シーフードショー大阪	未定	ATCホール

【ミニ展示商談会】

テーマを絞り、首都圏等での商談深化を促し、成約確保に向けたサポートを行う。(出展企業は、5～6社程度)
・東京5回 ・大阪3回 ・名古屋1回

※新型コロナウイルス感染症の影響等により会期が変更となる場合がありますので、ご注意ください。

問い合わせ先

高知県産業振興センター
ものづくり地産地消・外商センター 地産地消・外商推進部外商課
TEL:088-845-7110 FAX:088-846-2556
URL:<https://joho-kochi.or.jp/mono>

中小企業者等が開発・生産する商品を県が認定し、必要に応じて発注を行うことで県での受注実績を作るとともに、使用後はユーザーの立場から評価を返し、今後の商品改良等に役立てる制度

	新事業分野開拓者認定制度	モデル発注制度
対象者	県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者等	
対象製品	物品・サービス	土木建築関連の技術・工法等
認定等を受けるメリット	4号随契に基づく県での調達や工事での使用(仕様書での指定)の後、評価を行い、事業者へフィードバック	
認定機関	5年	3年
応募要件	<ul style="list-style-type: none"> ・販売を開始してから5年以内のものであること ・市場性が見込まれること ・価格水準が適正であること ・県の機関等で用途が見込まれること ・防災関連製品については、「高知県防災関連製品認定制度(※)」の認定を受けていること 等 	
申請受付期間	令和3年8月頃公募開始予定	
お問い合わせ先	高知県庁商工労働部工業振興課(担当:澤田・門田) TEL:088-823-9022 FAX:088-823-9261 URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150501/	

※参考:防災関連製品認定制度(P.9)

・県内企業による技術・ノウハウから生み出された防災関連製品・技術について、品質や安全性等の観点で審査を行った上で、高知県防災関連産業交流会が「高知県防災関連登録製品」として認定する制度

・認定された製品・技術は、「メイド・イン高知」の防災関連製品・技術として、登録製品カタログや県のホームページへ掲載し、県内外に情報を発信

バックオフィス業務の効率化やデータを活用した顧客獲得など生産性向上に繋がるITツールの導入を支援します。

対象者	中小企業(飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象)
対象経費	ソフトウェア費、導入関連費等
補助率	1/2以内(A類型、B類型) 2/3以内(C類型、D類型)
補助額	A類型 30万円～150万円未満 B類型 150万円～450万円以下 C類型-1 30万円～300万円未満 C類型-2 300万円～450万円以下 D類型 30万円～150万円以下
補助の要件	事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を加点要件(一部事業者等については申請要件)とします。
事業期間	交付決定日以降～終了時期は後日案内予定
申請受付期間	2021年4月7日(水)～終了時期は後日案内予定
お問い合わせ先	一般社団法人サービスデザイン推進協議会 サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター TEL:0570-666-424 (IP電話等からの問い合わせ先 042-303-9749) URL: https://www.it-hojo.jp/

活用事例

- ・事務業務担当の変更や後継者問題など、長年の勘から脱却するべく、補助金を活用して販売管理システムを導入。売上の多い得意先の需要予測や仕入れ単価の推移の見える化を行い、売上が増加した。
- ・補助金を活用し、勤怠管理ツールを導入、タイムカードと給与管理システムを連動させることで、入力・集計作業が毎月10時間ほど短縮。社内規定の見直しなども行い、さらなる社員のモチベーションアップにつながった。

県内中小企業等の生産性や付加価値の向上を図るため、デジタル技術を活用した取り組みを支援します。

対象者	高知県内の中小企業等
費用	無料
内容	<p>生産性や付加価値の向上など、企業の経営課題の解決にデジタル技術を活用する取り組みを支援します。</p> <p>1. 相談受付 企業のデジタル化の取り組みに関するあらゆる相談に対応し、相談内容に応じたアドバイスなどを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル化に対する助言 ・ 助成制度や支援機関の紹介・案内 など <p>2. デジタル技術活用の取り組みへの伴走支援 高知県産業振興センター内のものづくり地産地消・外商センターや経営支援課、商工会議所・商工会などの各支援機関が実施する「事業戦略」や「経営計画」の策定・実行支援に伴走して、デジタル技術の活用の観点から</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 現状・課題の分析 ② 目指す方向性の整理・検討 ③ 活用するデジタル技術の検討・提案 ④ デジタル技術導入にあたってのアドバイス <p>などを実施し、デジタル技術の活用の取り組みを支援します。</p>
お問い合わせ先	<p>高知県産業振興センター ものづくり地産地消・外商センター デジタル化推進部 TEL:088-845-7110 FAX:088-846-2556 URL:https://joho-kochi.or.jp/mono</p>

中小企業等による精密加工、表面処理、立体造形等のものづくり基盤技術の向上を図ることを目的として、中小企業等が大学・公設試等と連携して行う、研究開発や試作品開発、その成果の販路開拓に係る取組等を支援する。

	研究開発・試作品開発
対象者	中小企業・小規模事業者を中心とした共同体 ※事業管理機関、研究等実施機関を含む2者以上で構成
補助率	中小企業者 2/3以内 大学・公設試等 定額 課税所得15億円以上の中小企業等 1/2以内
補助限度額	単年度あたり4,500万円以下 3年間合計で9,750万円以下
事業期間	2年度又は3年度
申請受付期間	受付中～令和3年4月22日(木)17時まで
お問い合わせ先	四国経済産業局地域経済部地域経済課産業技術室 TEL:087-811-8518 FAX:088-811-8555 URL: https://www.shikoku.meti.go.jp/

中小企業者が、産学官で連携し、また異業種分野の事業者との連携を通じて行う新しいサービスモデルの開発等を支援する。

	研究開発・試作品開発
対象者	<p>2以上の異分野の中小企業者が参加し、中小企業者を中心とした連携体を構成する必要がある、次に掲げる要件(1)～(5)を満たす者</p> <p>(1)中小企業等経営強化法第2条第1項の規定に基づく中小企業者であること</p> <p>(2)連携体においては、①「コア企業」を含め、2以上の中小企業者が参加すること、②役割分担、責任体制等が明確化していること</p> <p>(3)大学・地方自治体・公設試等のいずれかと連携し、補助事業の中で具体的な名称や役割分担等の取組を明確化していること</p> <p>(4)コア企業は、本事業における研究開発プロジェクトを事業化させるだけでなく、それに伴うコア企業自身の成長に関連した目標値を設定すること</p> <p>(5)「商業・サービス競争力強化連携支援事業補助金の交付を受ける者として不適当な者」として、該当しない者であること</p>
補助率	<p>IoT, AI, ブロックチェーン等先端技術活用型 2/3以内</p> <p>一般型 1/2以内</p>
補助限度額	<p>初年度3,000万円以下</p> <p>※2年度目は初年度の交付決定額が上限</p>
事業期間	2年度
申請受付期間	受付中～令和3年4月27日(火)17時まで
お問い合わせ先	<p>四国経済産業局新事業推進課</p> <p>TEL:087-811-8517</p> <p>FAX:088-811-8558</p> <p>URL:https://www.shikoku.meti.go.jp/</p>

企業ニーズ等に基づき、本県での事業化が期待できる産学官連携研究を支援する。

事業名	産学官連携産業創出支援事業
対象者	「産・学」又は「産・学・官」により構成された共同研究組織
補助要件 (体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等及び大学等により構成された共同研究組織であること。 ・民間企業等は、県内に本社、支社、工場又は研究機関等が所在すること。 ・民間企業等の中から、代表申請機関を決定すること。 ・代表申請機関は、県内に補助事業を行うために必要な開発拠点を有し、当該補助事業の取り組みを主体的かつ積極的に実施すること。 ・共同研究組織を構成する各機関は、当該補助事業の内容に基づく個別の研究テーマを設定し、研究開発に取り組むこと。
対象事業	事業化が期待できる産学官連携による研究開発のうち、①事業化の可能性等を探る予備的かつ実験的な研究段階(チャレンジ段階)、②実用化につなげる本格的な研究段階(実用化研究段階)及び③実用化研究の成果等を事業化するための実証・評価等の段階(事業化研究段階)を支援する。
対象経費	機械装置費、人件費、その他研究開発に必要となる経費
補助率	① チャレンジ型 : 企業・大学等10/10 ② 実用化研究型 : 企業2/3、大学等10/10 ③ 事業化研究型 : 企業1/2、大学等10/10
補助限度額	① : 500万円/年 (下限額:100万円/年) ② : 1,800万円/年 (3年目は1,000万円/年) ③ : 1,000万円/年
事業期間	①:2年以内、②:3年以内、③:2年以内
申請受付期間	4月下旬～6月中旬 令和2年度の募集は終了しましたが、例年同時期に募集を行っています。提案準備に時間を要する事業のため、等事業にご興味のお持ちの方は、是非一度下記の取り合わせ先にご相談下さい。 ※令和3年度については、予算の状況によって公募を行わない可能性があります。
採択事業の決定	外部有識者等による審査委員会にて採択事業を決定
お問い合わせ先	高知県産学官民連携センター(担当:西岡、黒川) TEL:088-821-7111 FAX:088-821-7112 URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/121702/

中小企業者等が行う「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援する。

対象者	中小企業者、組合関連(財団法人、医療法人等を除く)、一定の要件を満たす特定非営利活動法人
対象事業	<p>【一般型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に前向きな投資を支援 <p>【グローバル展開型】中小企業者等が海外事業の拡大・強化等を目的とした革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等</p>
対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、外注費、海外旅費等
補助額	一般型:100万円～1,000万円 グローバル展開型:1,000万円～3,000万円
補助率	<p>【通常枠】中小企業者 1/2 小規模企業者・小規模事業者 2/3</p> <p>低感染リスク型ビジネス枠:2/3</p> <p>【グローバル展開型】中小企業者 1/2 小規模企業者・小規模事業者 2/3</p>
補助の要件	<p>以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画期間において、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の手続きが期間内に完了する事業であること。 ・事業計画期間において、給与支払総額を年率平均1.5%以上増加 ・事業計画期間において、事業場内最低賃金を+30円以上の水準にする ・事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加
事業期間	<p>【一般型】交付決定日から10か月以内(ただし、採択発表日から12か月後の日まで)</p> <p>【グローバル展開型】交付決定日10ヶ月以内(ただし、採択発表日から14ヶ月後の日まで)</p>
申請受付期間	令和3年4月15日17時から5月13日17時(6次締切)
採択事業の決定	採択審査委員会にて審査・採択
お問い合わせ先	独立行政法人中小企業基盤整備機構 企画部生産性革命推進事業室 TEL:03-6459-0866 URL: https://www.smrj.go.jp/

活
用
例

- ・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発
- ・食べられるクッキー生地のコピーカップの製造機械を新たに導入
- ・AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発

生産性の向上に資する設備投資を行う企業を支援する。

対象者	経営計画等に基づき生産性の向上に資する設備投資を融資を受けて行う県内中小企業者等																																			
対象資金	設備資金																																			
要件等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="382 464 594 576">制度</th> <th data-bbox="594 464 822 576">①経営計画・事業戦略型</th> <th data-bbox="822 464 1105 576">②先端設備等導入計画型</th> <th data-bbox="1105 464 1368 576">③生産性向上計画型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="382 576 594 623">業種</td> <td data-bbox="594 576 822 623">限定なし</td> <td data-bbox="822 576 1105 623">限定なし</td> <td data-bbox="1105 576 1368 623">製造業のみ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="382 623 594 996">要件</td> <td data-bbox="594 623 822 996">経営計画（商工会・商工会議所認定） 又は 事業戦略（産業振興センター認定） 策定</td> <td data-bbox="822 623 1105 996">経営計画又は事業戦略策定 ＋ 先端設備等導入計画（市町村認定） 又は経営革新計画（県承認）策定</td> <td data-bbox="1105 623 1368 996">経営計画又は事業戦略策定 ＋ 生産性向上計画（県認定）策定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="382 996 594 1114">保証付き融資対象</td> <td data-bbox="594 996 822 1114">○</td> <td data-bbox="822 996 1105 1114">○</td> <td data-bbox="1105 996 1368 1114">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="382 1114 594 1317">利子補給の対象融資額上限（1件あたり）</td> <td data-bbox="594 1114 822 1317">2,000万円</td> <td data-bbox="822 1114 1105 1317">5,000万円</td> <td data-bbox="1105 1114 1368 1317">1億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="382 1317 594 1375">期間</td> <td colspan="3" data-bbox="594 1317 1368 1375">10年（据え置き2年）以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="382 1375 594 1431">補給率</td> <td colspan="3" data-bbox="594 1375 1368 1431">1%以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="382 1431 594 1487">融資枠</td> <td colspan="3" data-bbox="594 1431 1368 1487">30億円</td> </tr> </tbody> </table>				制度	①経営計画・事業戦略型	②先端設備等導入計画型	③生産性向上計画型	業種	限定なし	限定なし	製造業のみ	要件	経営計画（商工会・商工会議所認定） 又は 事業戦略（産業振興センター認定） 策定	経営計画又は事業戦略策定 ＋ 先端設備等導入計画（市町村認定） 又は経営革新計画（県承認）策定	経営計画又は事業戦略策定 ＋ 生産性向上計画（県認定）策定	保証付き融資対象	○	○	○	利子補給の対象融資額上限（1件あたり）	2,000万円	5,000万円	1億円	期間	10年（据え置き2年）以内			補給率	1%以内			融資枠	30億円		
制度	①経営計画・事業戦略型	②先端設備等導入計画型	③生産性向上計画型																																	
業種	限定なし	限定なし	製造業のみ																																	
要件	経営計画（商工会・商工会議所認定） 又は 事業戦略（産業振興センター認定） 策定	経営計画又は事業戦略策定 ＋ 先端設備等導入計画（市町村認定） 又は経営革新計画（県承認）策定	経営計画又は事業戦略策定 ＋ 生産性向上計画（県認定）策定																																	
保証付き融資対象	○	○	○																																	
利子補給の対象融資額上限（1件あたり）	2,000万円	5,000万円	1億円																																	
期間	10年（据え置き2年）以内																																			
補給率	1%以内																																			
融資枠	30億円																																			
取扱金融機関	四国銀行・高知銀行・愛媛銀行・幡多信用金庫 高知信用金庫・商工組合中央金庫・宿毛商銀信用組合・土佐信用組合																																			
お問い合わせ先	高知県庁商工労働部経営支援課（担当：岩目地・古田） TEL：088－823－9695 FAX：088－823－9138 URL： https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/																																			

本県への企業立地の促進(工場等の新設又は増設)

対象者	製造業を営む事業者
補助の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・投資額(投資にかかる固定資産額の総額)が5,000万円以上であること ・雇用保険の対象となる者のうち、高知県内に居住する常用雇用者(※1)を操業開始後1年以内に10人以上(※2)新たに雇用すること ・企業指定(補助の資格認定)を受けた日から3年以内に操業を開始すること <p>(※1)1週間の所定労働時間が20時間以上で6ヶ月以上の継続雇用が見込まれる者</p> <p>(※2)地域資源活用型産業(主要原材料の6割以上が県内産の農林水産物又は水資源の場合)は5人以上</p>
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得費 ・減価償却資産の取得費(建物及び附属設備、構築物、機械装置、車両運搬具、工具器具備品) <p>※取得費にはファイナンス・リースによる取得原価相当額を含む</p> <p>※工場立地法の届出を要する特定工場については、福利環境施設の整備取得費も補助対象となる</p>
補助率	<p>補助対象経費 × 10～25%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本補助率:業種に応じて10%又は15% ・土地の取得、賃借を伴う場合:基本補助率+5% ・投資額1億円以上かつ新規雇用者数20人以上:基本補助率+5%
補助限度額	50億円
雇用奨励金	<p>県内新規雇用者数 × 100万円(正規)又は80万円(非正規)</p> <p>※1週間の所定労働時間が30時間以上で6ヶ月以上継続雇用された者</p>
申請受付期間	<p>随時募集</p> <p>(事業着手の30日前までに立地企業指定申請書を提出すること)</p>
お問い合わせ先	<p>高知県庁商工労働部企業誘致課</p> <p>TEL:088-823-9693</p> <p>FAX:088-823-9268</p> <p>URL:https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150201/</p>

IT・コンテンツ関連企業の県内への立地を促進する。

対象業種	アニメ、ゲーム、アプリ、ソフトウェア、インターネット付随サービス等の企画・制作等を行うIT・コンテンツ関連企業
補助の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・県内での事業所の取得又は賃借開始後、原則として1年以内に事業所の操業を開始する者であること ・企業指定を受けた日から操業開始後1年までの間に正規職員3人以上の県内新規雇用を実施する者であること 等
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・建物賃借料 ・通信費 ・設備のリース費 ・研修費 ・人材募集費 ・事務所の改修費 ・設備の取得費
補助率	補助対象経費 × 20～50%
補助限度額	2.5億円
事業期間	最長3年間
雇用奨励金	正規職員1名につき120万円 等
申請受付期間	随時募集
お問い合わせ先	<p>高知県庁商工労働部産業デジタル化推進課 (担当:山川、島崎) TEL:088-823-9643 FAX:088-823-9750 URL:https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/152001/</p>

産業振興計画に取り組む企業を支援する。

対象者	産業振興計画の事業や目標に沿った事業を行う、又は行おうとする方(農林漁業、金融・保険業、風俗営業などを除く)										
対象資金	設備資金、運転資金										
償還期間	①7年以内(据置期間1年以内) ②10年以内(据置期間2年以内)										
貸付利率 保証料率	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①7年</th> <th>②10年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付利率※1</td> <td>2.27%以内</td> <td>2.42%以内</td> </tr> <tr> <td>保証料率</td> <td>0.30%※2</td> <td>0.25%※2</td> </tr> </tbody> </table>			①7年	②10年	貸付利率※1	2.27%以内	2.42%以内	保証料率	0.30%※2	0.25%※2
	①7年	②10年									
貸付利率※1	2.27%以内	2.42%以内									
保証料率	0.30%※2	0.25%※2									
※貸付利率は変動	<p>※1: 貸付利率は商工会又は商工会議所の認定があれば△0.2%</p> <p>※2: 標準的な事業者の場合の保証料率です。 経営状況により異なる保証料率(0.11%~0.49%)が適用されます。</p> <p>※3: セーフティネット保証利用の際は貸付利率・保証料率が異なりますのでお問い合わせください。</p>										
貸付限度額	1億円										
申込み先	四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、 幡多信用金庫、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫										
お問い合わせ先	高知県庁商工労働部経営支援課(担当:岩目地・古田) TEL:088-823-9695 FAX:088-823-9138 URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/										

想定事例

- ・製造品出荷額の増加や商店街振興、観光振興など産業振興計画に沿った事業を行う場合、本制度の活用が可能(設備資金、運転資金とも可)。
- ・また、設備投資に係る補助制度と本制度を合わせて活用し、頭金なしで設備投資を行うことも可能。

南海トラフ地震に備えるため、県内中小企業(製造業)の耐震診断等に要する費用を支援する。

対象者	県内で製造業を営む中小企業者であって、BCP(事業継続計画)を策定しているもの
対象事業	①耐震診断 ②耐震設計・建替設計
対象建築物	・製造業を営むための事務所、工場等であること ・昭和56年5月31日以前に建築された建築物であること 等
補助率	対象経費×2/3以内
補助限度額	①耐震診断:133.3万円 ※耐震診断以外に必要な費用(耐震診断結果の評定にかかる手数料等)については100万円を限度に加算できる ②耐震設計:200万円
補助の要件	耐震診断及び耐震設計の内容に関し、四国耐震診断評定委員会等の評定を受け、適切と評価を受けること
申請受付期間	随時募集
お問い合わせ先	高知県庁商工労働部商工政策課(担当:西岡・川島) TEL:088-823-9692 FAX:088-823-9261 URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151401/

次の経営者への交代に伴う事業承継計画の策定やM&Aの着手に必要な経費等の一部を補助することにより、専門家による支援を受け、事業承継の加速化を図る。

対象者	事業承継に取り組む県内中小企業者等
対象経費	<p>専門業者(税理士、公認会計士、コンサルティング会社、M&A仲介会社等)に対し、事業承継等を目的として事業を委託する以下の経費</p> <p>①事業承継計画の策定経費 ②M&A仲介委託経費 ③小規模事業者のM&Aの前段階の企業評価と企業概要書作成に係る費用</p>
補助率	<p>①②補助対象経費 × 1 / 2 ③ 補助対象経費 × 2 / 3</p>
補助限度額	<p>①②100万円 ③ 30万円</p>
申請受付期間	令和3年4月1日(木)～令和4年1月31日(必着)
お問い合わせ先	<p>高知県商工労働部経営支援課(担当:國藤・大西) TEL:088-823-9697 FAX:088-823-9138</p>

活用事例

- ・次の経営者への交代に伴う計画策定に係る策定委託料や企業価値の算出委託料等。
- ・M&A着手に係る仲介委託料、マッチング登録料等。

事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組(設備投資、販路開拓等)や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用(仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等)の一部を補助する。

対象者	事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組を行う中小企業者等
対象経費	<p>(1) 事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助</p> <p>① 創業支援型: 他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した事業者への支援</p> <p>② 経営者交代型: 親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援</p> <p>③ M&A型: M&A(株式譲渡、事業譲渡等)により経営資源を引き継いだ事業者への支援</p> <p>(2) 事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助</p> <p>① 専門家活用型</p>
補助率	補助対象経費 × 2 / 3
補助限度額	<p>(1) ①400万円 ②400万円 ③800万円</p> <p>(2) 400万円</p>
上乗せ額 ※廃業を伴う場合	<p>(1) ①200万円 ②200万円 ③200万円</p> <p>(2) 200万円(売り手のみ)</p>
お問い合わせ先	<p>中小企業庁財務課</p> <p>TEL: 03-3501-5803</p>

経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援するため、都道府県知事の認定を受けた中小企業者及びその代表者に対し、特例を設ける。

対象者	経営承継円滑化法に基づく都道府県の認定を受けた県内中小企業者等								
対象資金	<p>事業承継に関する資金 (資金の二ーズ例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継者が、相続等で分散した自社株式や事業用資産を買い取るための資金 ・後継者が、相続や贈与によって自社株式や事業用資産を取得した場合の納税資金 ・役員や従業員が、株式の一部を買い取って事業の承継を行うための資金 ・経営者の交代により信用状態が悪化し、銀行の借入金条件や取引先の支払い条件が厳しくなった場合 								
支援内容	<p>I 低利融資</p> <p>(1) 融資を受けることができる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営承継円滑化法に基づく認定を受けた会社の代表者個人が、自社株式や事業用資産の買い取りや、相続税や贈与税の納税などを行う場合。 ・会社が株主から自社株式や事業用資産を買い取る場合。 ・後継者である個人事業主が、事業用資産を買い取る場合。 ・経営承継円滑化法に基づく認定を受けた会社の代表者個人が、自社株式や事業用資産の買い取りや、相続税や贈与税の納税などを行う場合。 <p>(2) 融資の条件(株)日本政策金融公庫(中小企業事業)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額 7億2千万円(うち運転資金4億8千万円) ・融資利率 通常1.2%の基準金利が適用されるどころ0.81%の特別利率①を適用 <p>II 信用保証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営承継円滑化法に基づく認定を得た会社及び個人事業主が、事業承継に関する資金を金融機関から借り入れる場合に、信用保証協会の通常の保証枠とは別枠が用意されています。 <table border="1" data-bbox="315 1411 1329 1653"> <thead> <tr> <th data-bbox="315 1411 822 1469">通常</th> <th data-bbox="822 1411 1329 1469">拡大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="315 1469 822 1529">普通保険(2億円)</td> <td data-bbox="822 1469 1329 1529">+2億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="315 1529 822 1589">無担保保険(8千万円)</td> <td data-bbox="822 1529 1329 1589">+8千万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="315 1589 822 1649">特別小口保険(1.25千万円)</td> <td data-bbox="822 1589 1329 1649">+1.25千万円</td> </tr> </tbody> </table>	通常	拡大	普通保険(2億円)	+2億円	無担保保険(8千万円)	+8千万円	特別小口保険(1.25千万円)	+1.25千万円
通常	拡大								
普通保険(2億円)	+2億円								
無担保保険(8千万円)	+8千万円								
特別小口保険(1.25千万円)	+1.25千万円								
お問い合わせ先	<p>高知県庁商工労働部経営支援課(担当:岡本・大西)</p> <p>TEL:088-823-9697</p> <p>FAX:088-823-9138</p>								

後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができる。

要件	<p>(会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業であること ・上場企業等でないこと ・継続して3年以上事業をおこなっていること <p>(旧代表者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営権に制限のない代表者であったこと(後継者とともに現代表である者も可) ・後継者に株式の生前贈与をおこなっていること <p>(後継者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合意の時点での代表権に制限のない代表者 ・旧代表者からの贈与前は議決権の過半数を持っていなかったこと ・旧代表者の生前贈与を直接または間接的に受けたこと ・上記の取得により議決権の過半数を超えること <p>(合意内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営承継の円滑化のためにされた合意であること ・推定相続人全員及び後継者によるもの ・「除外合意」「固定合意」の一方または両方が含まれること ・後継者が対象株式を処分した場合及び代表をやめた場合の措置が定められていること
制度内容	<p>①生前贈与株式等を遺留分の対象から除外(除外合意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・贈与株式が遺留分減殺請求の対象外となるため、相続に伴う株式分散を未然に防止 <p>②生前贈与株式等の評価額を予め固定(固定合意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継者の貢献による株式価値上昇分が遺留分減殺請求の対象外となるため、経営意欲が阻害されない
手続きの流れ	<pre> graph LR A[合意] -- "1ヶ月以内に申請 (後継者が単独)" --> B[経済産業大臣の確認] B -- "1ヶ月以内に申立て (後継者が単独)" --> C[家庭裁判所の許可] C --> D[合意の効力発生] </pre>
お問い合わせ先	<p>中小企業庁事業環境部財務課 住所: 〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号 TEL: 03-3501-5808 中小企業庁ホームページ: https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2014/141217Yoshiki.htm</p>

後継者育成

伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金

【県（市町村への間接補助）】

伝統的工芸品や伝統的特産品を製造する技術やノウハウを身に付けた後継者の育成を支援し、本県の伝統的産業の振興を図る。

対象者	伝統的工芸品の指定や伝統的特産品の認定を受けた組合、事業者（土佐備長炭を除く → 林業の補助金を活用） ※市町村への間接補助
対象経費	1. 短期研修事業 謝金、通信運搬費、パンフレット作成費等 2. 研修環境整備事業 研修用道具の購入・リース料、修繕費 3. 研修者受入事業 ①研修生：図書教材費、道具代、研修中の生活費等 ②研修受入生産者等：謝金 ③学校形式による育成施設の管理に関する経費
補助率	対象経費×2/3（市町村が1/3 継ぎ足し。ただし、3.②については、5万円までは補助率10/10、3.③については対象経費×1/3以内）
補助限度額	1. 短期研修事業 1事業者につき、30万円/年 2. 研修環境整備事業 1事業者につき、30万円/年 3. 研修者受入事業 ①研修生：15万円/月 ②研修受入生産者等：12.5万円/月 ③他の補助事業の対象経費を除いた事務管理費の3分の1以内
研修期間	短期研修事業：5日間以上 研修者受入事業：最長2年
申請受付期間	随時募集
お問い合わせ先	高知県庁商工労働部工業振興課（担当：入交・田村） TEL：088-823-9720 FAX：088-823-9261 URL： https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150501/

活用事例

- 短期研修事業（2018年度）
 - ・土佐和紙：1回（10日間）、土佐硯：1回（5日間）実施
- 研修者受入事業（2020年度）
 - ・土佐和紙：2名、土佐打刃物：3名

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規化、処遇改善の取組を実施した事業主に助成する制度です。 ※助成額 <>は生産性要件該当の場合の額、()は大企業の額

I	<p>正社員化コース</p> <p>有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した事業主に対して助成 (正規雇用等へ転換した際、転換前後の6カ月の賃金を比較して3%以上増額していること ※基本給及び定額で支給される諸手当を含む賃金総額と比較し、賞与は含めません。)</p>	<p>①有期→正規 1人当たり57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>) ②有期→無期 1人当たり28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>) ③無期→正規 1人当たり28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>)</p> <p>※正規には「多様な正社員(短時間、地域限定等)」を含む。 ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり①③は28万5,000円<36万円>を加算(大企業同額) ※母子家庭の母等又は父子家庭の父を転換等した場合加算措置あり。 ※勤務地・職務限定正社員制度及び短時間正社員制度を新規に規定した場合、1事業所当たり①③は95,000円<12万円>(71,250円<9万円>)を加算 ※①②の場合、対象労働者が転換前に事業主に雇用されていた期間が通算して3年以下に限る。</p>																										
II	<p>障害者正社員化コース</p> <p>障害のある有期雇用労働者等を精機雇用労働者等へ転換した事業主に対して助成</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給対象者</th> <th>措置内容</th> <th>支給総額</th> <th>支給対象期間</th> <th>各支給対象期における支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者</td> <td>有期雇用から正規雇用への転換</td> <td>120万円 (90万円)</td> <td rowspan="6">1年 (1年)</td> <td>60万円 × 2期 (45万円 × 2期)</td> </tr> <tr> <td>有期雇用から無期雇用への転換</td> <td>60万円 (45万円)</td> <td>30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)</td> </tr> <tr> <td>無期雇用から正規雇用への転換</td> <td>60万円 (45万円)</td> <td>30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者</td> <td>有期雇用から正規雇用への転換</td> <td>90万円 (67.5万円)</td> <td>45万円 × 2期 (33.5万円 × 2期) ※第2期の支給額は34万円</td> </tr> <tr> <td>有期雇用から無期雇用への転換</td> <td>45万円 (33万円)</td> <td>22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)</td> </tr> <tr> <td>無期雇用から正規雇用への転換</td> <td>45万円 (33万円)</td> <td>22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象期間	各支給対象期における支給額	重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者	有期雇用から正規雇用への転換	120万円 (90万円)	1年 (1年)	60万円 × 2期 (45万円 × 2期)	有期雇用から無期雇用への転換	60万円 (45万円)	30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)	無期雇用から正規雇用への転換	60万円 (45万円)	30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)	重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者	有期雇用から正規雇用への転換	90万円 (67.5万円)	45万円 × 2期 (33.5万円 × 2期) ※第2期の支給額は34万円	有期雇用から無期雇用への転換	45万円 (33万円)	22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)	無期雇用から正規雇用への転換	45万円 (33万円)	22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)
支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象期間	各支給対象期における支給額																								
重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者	有期雇用から正規雇用への転換	120万円 (90万円)	1年 (1年)	60万円 × 2期 (45万円 × 2期)																								
	有期雇用から無期雇用への転換	60万円 (45万円)		30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)																								
	無期雇用から正規雇用への転換	60万円 (45万円)		30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)																								
重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者	有期雇用から正規雇用への転換	90万円 (67.5万円)		45万円 × 2期 (33.5万円 × 2期) ※第2期の支給額は34万円																								
	有期雇用から無期雇用への転換	45万円 (33万円)		22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)																								
	無期雇用から正規雇用への転換	45万円 (33万円)		22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)																								
III	<p>賃金規定等改定コース</p> <p>全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定、昇給させた場合に助成</p>	<p>①全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数 1～ 3人:1事業所当たり 95,000円 <12万円> (71,250円<9万円>) 4～ 6人:1事業所当たり 19万円 <24万円> (14万2,500円<18万円>) 7～ 10人:1事業所当たり 28万5,000円<36万円> (19万円<24万円>) 11～ 100人:1人当たり 28,500円 <36,000円> (19,000円<24,000円>)</p> <p>②雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数 1～ 3人:1事業所当たり 47,500円 <6万円> (33,250円<42,000円>) 4～ 6人:1事業所当たり 95,000円 <12万円> (71,250円<9万円>) 7～ 10人:1事業所当たり 14万2,500円<18万円> (95,000円<12万円>) 11～ 100人:1人当たり 14,250円 <18,000円> (9,500円<12,000円>)</p> <p>※中小企業において、3%以上増額した場合及び「職務評価」手法の活用実施の場合加算措置あり。</p>																										
IV	<p>諸手当制度等共通化コース</p> <p>有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合、または有期雇用労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成</p>	<p>■支給額(1事業所当たり、中小企業の場合)38万円<1事業所当たり1回のみ></p> <p>■各種加算措置 (1) 共通化した対象労働者(2人目以降)について、助成額を加算 ・対象労働者1人当たり 15,000円 <上限20人まで> (2) 同時に共通化した諸手当(2つ目以降)について、助成額を加算 ・諸手当の数1つ当たり 16万円 <上限10手当まで> ※令和3年度より対象となる手当等の変更がありますのでご注意ください。</p>																										
V	<p>選択的適用拡大導入時処遇改善コース</p> <p>詳細は労働局にお問合せください。 詳細は労働局にお問合せください。</p>																											
VI	<p>短時間労働者労働時間延長コース</p> <p>有期雇用労働者等の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用した場合に助成</p>	<p>詳細は労働局にお問合せください。</p>																										

大学生等に県内中小企業等への就職を働きかけ、求人と求職のマッチングを図るため、県内中小企業等の就職情報サイト等を活用した求人情報等を発信する取組を支援する。

対象者	県内の中小企業等
補助の要件	次の要件をすべて満たす者であること。 (1) 県内に本社のある中小企業等 (2) 直近3年間において、掲載を希望するものと同規模の大手又は地元就職情報サイトへの掲載履歴がない (3) 商工政策課が開催する企業採用力向上のためのセミナーに参加又は参加予定である
対象経費	①就職情報サイトへの掲載料 ②WEB上で行う企業説明会の開催経費 ※大学生等への就職情報提供を目的とするもの
補助率	対象経費(税抜き)×1/2以内
補助限度額	40万円
申請受付期間	随時募集
お問い合わせ先	高知県庁商工労働部商工政策課(担当:井上・川島) TEL:088-823-9692 FAX:088-823-9261 URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151401/

中小企業者等が、認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除（7パーセントまたは10パーセント）を選択適用できる制度

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)	デジタル化設備(C類型)	経営資源集約化設備(D類型)
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備	修正ROA又は有形固定資産率が一定以上上昇する設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(60万円以上/14年以内) ◆ソフトウェア(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの)(70万円以上/5年以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上) 	修正ROA又は有形固定資産率が一定以上上昇する設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局	経済産業局
その他要件	生産等設備を構成するものであること(事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません)／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等			
税制措置	<p>即時償却 又は 7%税額控除 (資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)</p>			
適用期間	令和5年3月31日までの期間			
お問い合わせ先	<p>四国経済産業局産業部中小企業課新事業促進室 TEL:087-811-8562 FAX:087-811-8565</p>			

中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)が適用可

<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等) ・従業員数1000人以下の個人事業主
<p>対象設備 (要件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置【1台160万以上】 ・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】 ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く ・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) ・内航船舶(取得価格の75%が対象)
<p>指定事業</p>	<p>製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶賃貸業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(映画業以外の娯楽業を除く)、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く</p>
<p>税制措置</p>	<p>○個人事業主、資本金3,000万円以下の中小企業、農業協同組合等 : 特別償却(30%) 又は 7%税額控除 ○資本金3,000万円超の中小企業 : 特別償却(30%)</p>
<p>適用期間</p>	<p>令和5年3月31日までの期間</p>
<p>お問い合わせ先</p>	<p>四国経済産業局産業部中小企業課 TEL:087-811-8529 FAX:087-811-8558</p>

償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じる。

対象者 ※1	中小事業者等(資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等)のうち、先端設備等導入計画の認定(労働生産性年平均3%以上向上、市町村計画に合致)を受けた者 (大企業の子会社は除く)
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市町村※2
対象設備 ※1	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備(家屋は除く) 【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】 ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(※3)(60万円以上/14年以内) ◆事業用家屋(取得価格が120万円以上で、300万円を超える先端設備等を稼働させるために取得されたもの) ◆構築物(120万円以上/14年以内)
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/中古資産でないこと
税制措置	固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ～1/2(※4)に軽減
適用期間	令和5年3月31日までの期間
お問い合わせ先	四国経済産業局産業振興課 TEL:087-811-8523 FAX:087-811-8556

※1 市町村によって異なる場合あり ※2 市町村内で地域指定がある場合あり
 ※3 家屋と一体となって効用を果たすものを除く ※4 市町村の条例で定める割合

地域特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする取組に対し、幅広い支援を行います。

対象者

県による地域未来投資促進法に基づく**地域経済牽引事業計画の承認を得た者⇒地域経済牽引事業者**
～地域経済牽引事業計画の主な承認要件～

県と関係市町村が作成した基本計画（※1）に適合する計画であること

- ①地域特性の活用（※2） ②高い付加価値の創出
- ③地域の事業者に対する経済的効果（売上、雇用者数、雇用者給与等支給額、取引額等の増加）

・高知県における基本計画（※1）

高知県未来投資促進基本計画（所管：高知県庁 商工労働部 企業誘致課）

促進地域 高知県全域

地域の特性 ①第一次産業等を核とした関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

（※2） ②機械系産業、紙産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

③高知ならではの新産業の振興により培われた知見を活用した成長ものづくり分野

④コールセンター、バックオフィス等の集積を活用した情報通信関連分野

計画期間 2023年3月31日まで

高知県物部川地域基本計画（所管：高知県庁 産業振興推進部 計画推進課）

促進地域 高知県物部川地域（南国市、香南市、香美市）

地域の特性 ①物部川地域の龍河洞などの多彩な観光資源を活用した観光・まちづくり分野

（※2） ②物部川地域の豊かな自然環境が育むユズや温州みかん等の特産物を活用した食品

関連産業・地域商社分野

計画期間 2024年3月31日まで

地域経済牽引事業者への各種支援措置（一部抜粋）

地域未来投資促進税制（適用期限：2022年度末まで）

国税（法人税等）の課税特例、県税（不動産取得税（土地・建物））の課税免除、市町村税（固定資産税（土地・建物・構築物））の課税免除又は不均一課税。

ただし、活用には地域経済牽引事業計画の承認の他、国による「高い先進性を有すること等の確認」が必要となります。また、市町村税の課税免除等の措置状況は市町村により異なります。

日本政策金融公庫による支援（地域経済牽引事業者に対する低利融資制度）

貸付期間 設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）

運転資金：7年以内（ " ）

貸付限度 中小企業事業：7.2億円（うち運転資金2.5億円以内）

国民生活事業：7,200万円（ " 4,800万円以内）

貸付利率 中小企業事業：基準利率。ただし、以下（※3）のいずれかを満たす場合は2.7億円を限度として特別利率③。いずれも満たさない場合には2.7億円を限度として特別利率①。

国民生活事業：基準利率。ただし、以下（※3）のいずれかを満たす場合は特別利率C。いずれも満たさない場合には特別利率A。

（※3）①新規開業して7年以内

②困難な経営状況にある場合

③公庫と民間金融機関が連携支援を図る場合

お問い合わせ先

より詳細な制度内容、届出様式等は経済産業省地域未来投資促進法ホームページをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

■制度の活用に関するご相談 高知県庁 商工労働部 企業誘致課 TEL：088-823-9693

■地域未来投資促進法の制度全般について

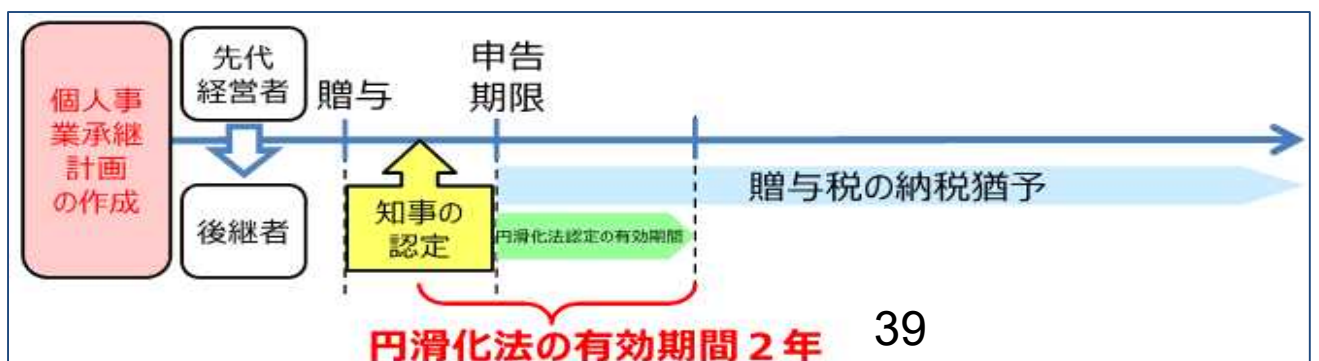
四国経済産業局 地域経済部 地域未来投資促進室 TEL：087-811-8516

中小企業の事業の継続を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が、都道府県知事の認定を受けた非上場中小企業の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合、相続税・贈与税の納税が猶予される。

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 (2018年4月1日から 2023年3月31日まで)	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2018年1月1日から 2027年12月31日まで)	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予	100%	贈与:100% 相続:80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化 承継後5年間平均8割の雇用維持ができなかった場合、その理由等を記載し、認定経営革新等支援機関の意見を付した報告書を都道府県知事に提出し、確認を受けること。	承継後5年間平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	特例経営(贈与)承継期間の経過後に、事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合に特例措置の適用に係る非上場株式等の譲渡等をした場合、その対価の額(譲渡等の時の相続税評価額の50%に相当する金額が下限になります)を基に相続(贈与)税額等を再計算し、再計算した税額と直前配当等の金額との合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合に、その差額は免除されます。	なし
お問い合わせ先	(納税について)高知税務署 TEL:088-822-1123 (認定について)高知県商工労働部経営支援課診断担当 (担当:岡本・大西) TEL:088-823-9697 FAX:088-823-9138	

個人事業者の事業の継続を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が、都道府県知事の認定を受けた個人事業者の多様な事業用資産を先代経営者から相続または贈与により取得した場合、相続税・贈与税の納税が猶予される。

事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 (2019年4月1日から2024年3月31日まで)
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2019年1月1日から2028年12月31日まで)
対象資産	特定事業用資産 ・事業用の宅地等、事業用の建物、減価償却資産(固定資産税の課税対象等) ※以下のものは特定事業用資産に含まれない ・個人事業者の家事用資産 ・不動産貸付用の宅地および建物 ・棚卸資産、預貯金、売掛金 等
納税猶予	100%
承継パターン	原則先代1人から後継者1人 ※一定の場合には複数から複数も可
雇用確保要件	雇用要件なし
経営環境変化に対応した免除	あり (後継者が死亡した場合、重度障害により継続が困難となった場合など)
お問い合わせ先	(納税について)高知税務署 TEL:088-822-1123 (認定について)高知県商工労働部経営支援課 事業承継・診断担当(担当:岡本・大西) TEL:088-823-9697 FAX:088-823-9138



商品開発に係る補助制度の比較表

	補助率	上限額	期間	要件
産業振興 推進総合 支援事業 費補助金 (P. 9)	1/2 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ステップアップ事業 (ソフト事業) 200万円 ・一般事業 5,000万円 (別途要件を満たす 場合は、5,000万円 の加算措置あり) 	単年度	市町村の合意を得た事業であり、産業振興計画への位置付けがなされた事業であること 等
事業戦略 等推進事業 (P. 7)		200万円/年 ※製品企画書に基づく場合 最大 1,000万円	1年以内	経営革新計画、事業戦略、経営計画等の策定等

販路開拓に係る補助制度の比較表

	補助率	上限額	期間	要件
産業振興推進総合支援事業費補助金 (P. 9)	1/2 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ステップアップ事業 (ソフト事業) 200万円 ・一般事業 5,000万円 (別途要件を満たす 場合は、5,000万円の 加算措置あり) 	単年度	市町村の合意を得た事業であり、産業振興計画への位置付けがなされた事業であること等
事業戦略等推進事業 (P. 7)		200万円/年	1年以内	経営革新計画、事業戦略、経営計画等の策定等

設備投資に係る補助制度の比較表

	補助率	上限額	対象経費	要件
産業振興推進総合支援事業費補助金 (P. 9)	1/2	・一般事業 5,000万円 (別途要件を満たす場合は、5,000万円の加算措置あり)	・建物及び付属設備 ・その他の減価償却資産	市町村の合意を得た事業であり、産業振興計画への位置付けがなされた事業であること 等
IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金 (P. 24)	20~50%	2.5億円	・建物賃借料 ・通信費 ・設備のリース費 ・研修費 ・人材募集費 ・事務所の改修費 ・設備の取得費	・県内での事業所の取得又は賃借開始後、原則として1年以内に事業所の操業を開始する者であること ・企業指定を受けた日から操業開始後1年までの間に正規職員3人以上の県内新規雇用を実施する者であること 等

	税制措置	対象設備	要件
中小企業経営強化税制(P. 34)	即時償却 ／ 税額控除 (7%)	・機械装置 ・工具 ・器具備品 ・建物付属設備 ・ソフトウェア 等	・生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備であること 等
中小企業投資促進税制(P. 35)	特別償却(30%) ／ 税額控除 (7%)	・機械装置 ・工具 ・ソフトウェア ・貨物自動車 ・内航船舶	・一定の価額以上であること ・新品であること 等

新型コロナウイルス感染症に関する経済影響への主な支援策一覧

R3.4.1時点

区分	制度名	概 要	支援額	お問い合わせ先
事業主	高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金	飲食店等に対する営業時間の短縮要請（12/16～1/11）や、県の対応ステージの「特別警戒」への引き上げ（12/9～）により事業活動に大きな影響を受けた事業者を幅広く支援するため、県独自の給付金を支給 <申請受付期間：R3.2.10～R3.4.9>	法人 40万円以内（売上減少額以内） 個人事業主 20万円以内（ ” ）	高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金申請 手続相談窓口 TEL：088-823-9875
	新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少し、事業活動に大きな影響を受けている事業者に対し、事業規模（従業員数）と影響度合いに応じた新たな給付金を支給	<要件> ①令和2年1月から12月までの売上高が対前年比で15%以上減少 ②令和2年12月から令和3年3月までの間で連続する2か月の売上高合計が前年（又は前々年）同期比で30%以上減少 ③対象期間の社会保険料を納付又は猶予を受けている ④高知県税を滞納していない（又は徴収猶予を受けている） <算定方法> (社会保険料事業主負担2か月分－既に受給した協力金等※) × 売上高減少幅((30%～50%)/50%) × 2/3 ※「営業時間短縮要請協力金」、「営業時間短縮要請対応臨時給付金」を既に受給している場合は算定から控除 <給付上限額> なし	高知県雇用維持臨時支援給付金 申請受付センター TEL：088-821-7566
	新型コロナウイルス感染症対策経営健全化特別支援金	新型コロナウイルス感染症にかかる県制度融資を利用中の事業者が「高知県新型コロナウイルス感染症対応資金」への借換え等を行った場合に給付 ・申請受付期間：R2.7.22～R3.5.31	当該借換額等の3%（上限120万円）	高知県商工労働部経営支援課 TEL：088-823-9695
販路開拓	助成・補助 令和3年度こうち産業振興基金事業（新型コロナウイルス感染症対策特別枠）	○事業戦略等推進事業： 新型コロナウイルス感染症の影響下において、県内の中小企業者等が販路開拓や人材確保による事業戦略、経営革新計画及び経営計画等の実現を図る取り組みを対象として補助します。 (1) 製品・技術等に関する動画の作成にかかる費用 (2) ホームページの作成・リニューアル、ECサイト構築にかかる費用 (3) WEB上での広告宣伝にかかる費用（価格掲載も可）	【補助基準額（上限）】 200万円 【補助率】1/2以内 【補助対象経費】専門家謝金、専門家旅費及び職員旅費、広告宣伝費（WEB上でのものに限る）ホームページ作成費（ECサイト構築費を含む）など	高知県産業振興センター TEL：088-845-6600
セミナー	新型コロナウイルス感染症対策支援事業	新型感染症の感染拡大時に、商工業者が事業所としての機能を維持するためのBCP（事業継続計画）の策定を促進するため、新型感染症に対応した策定手引き・ひな形の作成をするとともに、それらを活用したセミナーを開催することで、県内企業のリスクマネジメント力を高める	新型感染症BCP策定手引き・ひな形を作成し、それらを活用したセミナーを開催	高知県商工労働部商工政策課 TEL：088-823-9692

連絡先一覧

窓口		電話番号	実施施策	ページ数
高知県庁	商工政策課	(088)823-9692	中小企業耐震診断等支援事業費補助金	26
			中小企業求人情報発信支援事業費補助金	33
	産業デジタル化推進課	(088)823-9643	シェアオフィス利用推進事業費補助金	1
			IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金	24
			(088)823-9751 高知県IoT推進事業費補助金	11,12
	工業振興課	(088)823-9022	公的調達制度	14
			(088)823-9720 伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業	31
			(088)823-9724 防災関連産業交流会	8
	経営支援課	(088)823-9697	事業承継等推進事業費補助金	28
			金融支援	29
			非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度	38
			個人事業主の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度	39
		(088)823-9695	高知県中小企業設備資金利子補給制度	22
			産業振興計画推進融資	25
	企業誘致課	(088)823-9693	企業立地促進事業費補助金	23
計画推進課	(088)823-9333	産業振興推進総合支援事業費補助金	9	
地産地消・外商課	(088)823-9704	食品産業総合支援事業費補助金	10	
産学官民連携センター	(088)821-7111	産学官連携産業創出支援事業費補助金	20	
高知県産業振興センター	経営支援課	(088)845-6600	専門家派遣事業	3
			事業戦略等推進事業	7
	デジタル化推進部	(088)845-7110	デジタル技術の活用支援	17
	事業戦略・地産地消課	(088)845-7110	事業化プラン(製品企画書)作成支援	5
			事業戦略策定・実行支援	6
外商課	(088)845-7110	専門家派遣事業	4	
		見本市への出展支援	14	
中小企業庁	財務課	(03)3501-5803	事業承継・引継ぎ補助金	28
		(03)3501-5808	遺留分に関する民法の特例	30
	事業再構築補助金事務局コールセンター	(03)4216-4080	中小企業等事業再構築促進事業	13
高知県中小企業団体中央会	ものづくり補助金事業推進室	(088)845-6222	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	21
四国経済産業局	地域経済課産業技術室	(087)811-8518	戦略的基盤技術高度化支援事業	18
	新事業推進課	(087)811-8517	商業・サービス競争力強化連携支援事業	19
	中小企業課	(087)811-8569	中小企業経営強化税制	34
		(087)811-8529	中小企業投資促進税制	35
	産業振興課	(087)811-8523	中小企業の投資を後押しする固定資産税の特例	36
	地域未来投資促進室	(087)811-8516	地域未来投資促進法に基づく支援措置	37
一般社団法人サービスデザイン推進協議会	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター	0570-666-424 IP電話の場合 042-303-9749	サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)	16
高知労働局	職業安定部職業対策課	(088)885-6052	地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)	2
			キャリアアップ助成金	32